

県北広域振興局長告示第27号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和7年10月31日

県北広域振興局長 佐々木 哲

1(1) 名称 洋野町蒲の口特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 九戸郡洋野町地内の国道395号と町道東横山線との交点を起点とし、起点から国道395号を西に進み町道金ヶ沢向線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み洋野牧場牧柵との交点に至り、同点から同牧柵に沿って北に進み町道上平線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道大野牧場線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道間沢線との交点に至り、同点から同町道を東に進み洋野牧場牧柵との交点に至り、同点から同牧柵に沿って東に進み町道上間沢線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道林郷線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道板楽線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道東横山線との交点に至り、同点から同町道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

2(1) 名称 二戸市天狗特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 二戸市地内の国道395号と二戸市と九戸郡軽米町の境界との交点を起点とし、起点から国道395号を南西に進み更に北西に進み市道湯田線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道石和線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み林道湯田線との交点に至り、同点から同林道を北に進み更に北東に進み駒木沢左岸との交点に至り、同点から同沢左岸を上流に進み二戸市と九戸郡軽米町の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域から二戸市猿越峠特定猟具使用禁止区域を除いた区域

(3) 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

3(1) 名称 二戸市仁左平特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 二戸市地内の市道仁左平線と認定外道路との交点を起点とし、起点から市道仁左平線を北に進み更に東に進み市道作久保線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道小山上ノ山線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み認定外道路との交点に至り、同点から同認定外道路を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器